

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社是である「品質」「誠実」「奉仕」の精神に基づき、企業倫理を遵守しながら、農業並びに園芸業及びその関連事業の発展に貢献することを企業理念としています。

この理念に基づき、良質な商品とサービスの提供によって世界の人々の生活と文化の向上に貢献し、世界一の種苗会社を目指すことを目標として、経営を推進しています。

#### 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、すべてのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平、継続を基本に金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則(以下「適時開示規則」といいます)を遵守し、情報提供に努め、また適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により迅速、正確かつ公平に開示する方針です。

#### 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきと認識しています。

当社は、社是である「品質」「誠実」「奉仕」の精神に基づき、企業倫理を遵守しながら農業並びに園芸業及びその関連事業の発展に貢献することを企業理念としています。

また、社是や経営理念等は、毎年行われる創立記念日の式典などのあらゆる場面で従業員に語り、共有しており、各従業員の行動規範として息づいていると確信しています。

#### 適切な情報開示と透明性の確保

当社では、情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、任意で適時開示を行っています。その他、より当社への理解を深めていただくための追加情報についても当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示を行っています。

#### 取締役会等の責務

当社は、取締役会において、企業戦略等の方向性を定めています。また、取締役会規程、業務分掌規程、権限規程等を定めており、取締役と各部署の職務と責任を明確にすることで経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を行っています。また、社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、社外監査役を選任することで、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

#### 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、経理担当取締役がIR担当部署と連携し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】いわゆる政策保有株式

持続的な企業価値向上のため、取引関係の維持・強化などの観点で更なる社会的価値の向上を協働し、より安定した企業運営を目的として政策保有株式を保有しています。

この基本方針に基づき適正な意思決定が執れるよう、当社では社内規程を整備し、これを遵守し、運用するものとしております。

政策保有株式の議決権については、当社では社内規程を整備し、これに従い、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行います。

#### 【原則1-7】関連当事者間の取引

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。

取締役・監査役及びその近親者との取引について、四半期毎に取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告します。

関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、開示いたします。

#### 【原則3-1】情報開示の充実

(1) 当社の経営理念は、当社ホームページにおいて、開示しています。経営理念に基づく経営戦略、経営計画については、有価証券報告書においてその概要を記載しています。

(2) 上記、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書にて開示しておりますので、ご参照ください。

(4) 当社の取締役は、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成すべく、経営、財務、農園芸、

研究開発、品質管理、マーケティング、システム、生産・物流等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されています。取締役候補者の選任については、適正かつ迅速な意思決定への寄与、リスク管理体制の整備、業務執行の管理・監督機能、全部門のカバーを可能とするバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しています。監査役候補者の選任については、財務・会計に関する相当程度の知見の有無、企業経営に関する経験や知識、当社事業活動に関する知識等のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しています。以上の方針に基づき、代表取締役が人事案を検討のうえ、取締役会において決議しています。

(5)各役員を選任・指名についての説明は株主総会招集通知に記載のとおりで、当社ホームページにおいて開示しています。

**【原則4-1-1】取締役会の役割・責務**

当社は、「取締役会規程」を定め、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項について取締役会における決議事項としています。また、それに基づき「権限規程」、「個別権限基準表」等を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

**【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用**

当社の独立社外取締役は現在2名ですが、他上場企業での役員等兼任がないことと、2名の社外監査役と連携して実効的な経営への監督が行われていることから十分な実効性を確保できていると認識しています。

**【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質**

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを選任基準として、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しています。今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

**【補充原則4-11-1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件**

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1(4)の記載のとおりです。今後は必要に応じて社内規程等で定める等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

**【補充原則4-11-2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件**

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めています。

加えて、四半期毎に関連当事者間取引の有無・兼任状況についての確認書を作成しており、全取締役・監査役の兼任状況について管理する体制を構築しています。その結果は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、開示しています。

**【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価**

当社は、取締役会の実効性を検証し、さらなる向上を図るため昨年に引き続き、外部の弁護士の協力のもと、全取締役及び全監査役に対し、取締役・監査役自身の職務執行、取締役会の構成、運営及び審議の状況、取締役・監査役への支援等に関するアンケートを実施いたしました。また、その回答結果を取締役に報告の上、審議いたしました。

その結果、(i)当社の取締役会の構成については、適切な員数及び知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されていること、(ii)十分な審議時間が確保され、自由かつ活発な議論がなされていること、(iii)取締役及び監査役として必要な知識の習得等のための機会及び情報提供がなされていること、(iv)取締役会事務局による適切な支援がなされていること及び、(v)取締役等に対する権限委譲による取締役会の審議事項の適正化が図られたこと、( )資料配布の時期の早期化や議案の事前説明の充実が図られたこと等が確認されました。以上の結果、当社取締役会は、適切に実効性が確保されているものと評価しております。

一方、取締役会のさらなる実効化のため、(i)企業戦略等の会社の大きな方向性に関する議論の充実、(ii)2018年8月開催の定時株主総会により導入した株式報酬制度の下での取締役に対する適切なインセンティブの付与、(iii)最高経営責任者を含めた将来の経営陣幹部の育成の監督等については、継続的な検討が必要であると認識するとともに、取締役会の審議事項の適正化、取締役及び監査役に対する情報提供の充実についても、引き続き、改善に取り組むことを確認いたしました。当社としては、かかる検討課題について適切に対応して参ります。

**【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング**

当社は、取締役においては、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、外部機関などを活用し、経営スキルを習得すべく研修を実施しています。また、監査役においても、各種セミナーに積極的に参加し、業務及び会計に関する監査スキルの習得を図っています。社外取締役・社外監査役においては、農場見学を始め、当社が所属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等について必要な情報習得のための研修を行っています。

**【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針**

- (1)当社では、経理部を管掌する取締役がIR統括部署である広報宣伝部と連携し、株主との対話を実施しています。
- (2)IRに関連する他部署との情報共有を密にすることで連携を強めるよう努めています。
- (3)経理部にて個別面談に積極的に対応するとともに、株主・投資家・アナリスト向けに半期毎の決算説明会を開催し、代表取締役または経理部担当の取締役が直接説明しています。
- (4)IR活動及びそのフィードバック及び株主移動等の情報については、毎月開催される定時取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っています。
- (5)株主・投資家・アナリストとの対話の際には、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に資する事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

**2. 資本構成**

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

**【大株主の状況】 更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ティーエム興産	7,607,996	15.71
株式会社みずほ銀行	2,245,500	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	2,041,700	4.21
株式会社三井住友銀行	1,990,760	4.11

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	1,566,900	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	1,009,600	2.08
株式会社横浜銀行	744,047	1.53
キッコーマン株式会社	678,000	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口5	636,600	1.31
JP MORGAN CHASE BANK 385632	607,541	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

・大株主の状況は平成30年5月31日現在の状況です。なお上記のほか、当社が保有する自己株式3,411,421株がありますが、上記10位からは除外して記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
菅原 邦彦	公認会計士													
井原 芳隆	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅原 邦彦			菅原氏は長年にわたる公認会計士としての職務を通じて財務、会計、監査等に関する経験を有しており、その専門知識を当社経営の重要事項の決定、業務執行に対する監督等に活かしていただきたく、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じる恐れは全くない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。

井原 芳隆		井原氏は長年の企業経営者として豊富な知識と幅広い見識を有しておられ、当社経営の重要事項の決定、業務執行に対する監督等に活かしていただきたく、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反の生じる恐れは全くない独立した立場であると判断し、独立役員に指定しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	4	4	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の下部組織として報酬委員会を設置し、役員報酬の審議を行います。報酬委員会には社外取締役も構成員とし、役員報酬決定の客観性と透明性を確保しております。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役及び監査室においても、随時、監査の所見や関連情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川 上	他の会社の出身者													
沼田 安功	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者



- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 上			長谷川氏は金融機関の勤務経験に基づく財務及び会計の知見に加え、企業経営における豊富な知識と幅広い見識を有しておられ、当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、社外監査役として選任しております。また、一般株主との利益相反の生じる恐れは全くない独立した立場であると判断し、独立役員に指定しております。
沼田 安功		平成15年10月から平成17年10月まで、当社の子会社である坂田種苗(蘇州)有限公司の副董事長(業務執行者でないもの)に就任していたことがございます。退任した後は、当社との関係は一切ございません。	沼田氏は長年の商社の勤務経験に基づく豊富な知識や識見を有しておられ、当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、社外監査役として選任しております。また、一般株主との利益相反の生じる恐れは全くない独立した立場であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役の報酬は、月額固定報酬部分と、業績に連動する賞与部分で構成されています。業績連動部分につきましては、対象期間の連結売上高、連結営業利益、連結当期利益を評価指標とし、それらの目標達成状況に応じて変動することとしています。また、中長期的な企業価値向上と株主利益との利害共有を目的として、取締役はその月額固定報酬の一部を役員持株会に拠出することとしております。

上記に加え、当社の取締役(社外取締役を除きます。)並びに上席執行役員及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たな株式報酬制度(「株式給付信託(BBT = Board Benefit Trust)」)を導入し、取締役等に対して株式報酬を支給することといたします。各事業年度について、一定のポイントを付与し、当該取締役等の退任後に確定ポイント数に応じた当社株式等を給付いたします。

なお、本制度の導入については、平成30年8月28日開催の第77回定時株主総会に付議し、決議されました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

前事業年度(平成30年5月期)の実績は下記の通りとなっております。

1. 取締役(社外取締役を除く)

(報酬等の総額207百万円、基本報酬140百万円、賞与23百万円、退職慰労金43百万円、対象となる員数8名)

2. 監査役(社外監査役を除く)

(報酬等の総額21百万円、基本報酬19百万円、退職慰労金2百万円、対象となる員数1名)

3. 社外役員

(報酬等の総額36百万円、基本報酬33百万円、退職慰労金2百万円、対象となる員数4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度につきましては、〔1〕グローバル企業としての成長を牽引する優秀な経営人材を確保できる報酬制度であること、〔2〕長期的な株主価値向上に結びつくものであること、〔3〕継続的・安定的な企業業績の向上に資するものであること、〔4〕その決定プロセスが客観的で透明性の高いものであること、を基本的な考え方としております。

上記の考え方に立ち、当社では外部機関の調査した他社水準も参考に、取締役の役位、職責、会社業績への貢献度を総合的に判断して決定しております。

取締役の報酬は、月額固定報酬部分と、業績に連動する賞与部分で構成されています。業績連動部分につきましては、対象期間の連結売上高、連結営業利益、連結親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標とし、それらの目標達成状況に応じて変動することとしています。また、中長期的な企業価値向上と株主利益との利害共有を目的として、取締役はその月額固定報酬の一部を役員持株会に拠出することとしております。監査役及び社外取締役の報酬につきましては、その機能が業務執行から独立した経営への監督であることを考慮し、業績連動部分の支給は実施しないこととしております。

また、取締役会の下部組織として、報酬委員会を設置し、役員報酬の審議を行います。報酬委員会には社外取締役も構成員とし、役員報酬決定の客観性と透明性を確保しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しましては、監査役又は監査役会の業務を補助する目的で平成19年1月に監査役室を設置しております。

社外取締役には専従のスタッフは配置しておりませんが、随時担当セクション等から、社外監査役とともに、必要な会社経営に関する情報を伝達しております。取締役会資料についても、社外取締役および社外監査役への事前配布に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営の基本方針その他重要事項は、毎月最低1回は開催する取締役会において決定しており、原則として全取締役及び全監査役が出席しております。

また、従来より、毎月1回、常務以上の取締役及び常勤監査役が出席する常務会、取締役、監査役、執行役が出席する執行役員会、各部部長・支店長及び常勤監査役が出席する部長会を開催して、業務執行に係る詳細な報告、情報交換、打合せ等の場としております。

内部監査・監督につきましては、業務運営の健全性を保つため、監査室(4名)が社内規定に基づき、当社及び国内関係会社の監査を行っております。

監査役監査につきましては、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会が毎月定時開催され、監査に関する重要な事項について各監査役から報告が行われ、必要な協議・決議がなされております。また、必要に応じて随時、臨時監査役会も開催されております。各監査役による監査は監査役会の方針・職務分担に基づき実施されております。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携について、監査役と監査室は、随時、相互に情報交換を行うなど緊密に連携し、あわせて顧問弁護士、顧問税理士等には専門的な判断を必要とする場合に適宜アドバイスを受けております。

また会計監査人と監査役においても、随時、監査の所見や関連情報の交換を行っております。

なお、監査役の選任にあたっては財務・会計に関する知見を考慮し、社外監査役の選任については独立性を考慮しております。

会計監査の状況としましては、下記の公認会計士及び補助者15名(公認会計士4名、その他11名)で監査業務を実施しております。また、あずさ監査法人に対しては、金融商品取引法及び会社法に基づく監査を依頼しております。

	氏名	所属	継続勤続年数
指定社員・業務執行社員	古山 和則	あずさ監査法人	4年
指定社員・業務執行社員	齋藤 慶典	あずさ監査法人	2年

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性、経営責任の明確化、経営監視機能強化に資するものと判断し、現在の体制を採用しております。

監査役会による取締役会の監督とあわせ、独立・公正な社外取締役を設置し、内部統制システムを一層整備していくことで、適正、かつ透明性の高い業務執行を確保しております。

また平成19年6月1日に執行役員制度を導入し、業務執行権限の委譲による経営の意思決定の迅速化と若手人材の登用を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会開催時に、社長より経営方針をパワーポイントで説明

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。金融商品取引法および東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、積極的かつ公平な情報開示に努めます。 当社のホームページのURLは、 <a href="https://www.sakataseed.co.jp/">https://www.sakataseed.co.jp/</a> であり、当該ホームページにおいてディスクロージャーポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算終了後(1月)及び期末決算終了後(7月)の年2回	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算情報、アナリスト向け決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当: 常務取締役、取締役上席執行役員管理本部長	
その他	アナリスト向け農場見学会を年1回以上開催	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社は「品質・誠実・奉仕」及び、経営理念「三者共栄」(顧客・取引先・当社の共栄)、「三位一体」(社員・経営者・株主の相互共栄)の制定 内部統制システムに関する基本方針において、当社ステークホルダーを明確化
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に係る社内体制の整備 迅速かつ適切な情報開示 IR活動の推進



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月19日の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し決議し、その後数度の改定を経て、平成27年4月17日の取締役会において一部改定いたしました。改定後の基本方針は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### イ. 企業理念

当社グループは、社是である「品質」「誠実」「奉仕」の精神に基づき、企業倫理を遵守しながら農業並びに園芸業及びその関連事業の発展に貢献することを企業理念としている。当社グループの主要なステークホルダーは、農業並びに園芸業及びその関連事業に関わる皆様、株主の皆様及び社員である。

#### ロ. コンプライアンス体制の整備・徹底

当社は、「コンプライアンスマニュアル」をはじめとするコンプライアンス関連諸規程を制定し、当社グループのすべての役員、使用人が法令及び企業倫理を遵守することを定める。また、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループにおける研修・教育等コンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針の決定を行う。「コンプライアンス委員会」は、必要な情報を取締役会に報告する。当社は、当社グループにおける法令及び企業倫理に関する事項について、当社及び国内子会社の使用人が相談・通報する機関として「コンプライアンス相談窓口」を社内及び社外に設置するとともに、海外子会社においてはその規模等に応じた適切な内部通報制度を整備する。当社グループは、相談内容を守秘し、相談者に対して公益通報者保護法その他の法令及び社内規程等に反した不利益な取り扱いを行わない。

#### ハ. 反社会的勢力の排除

当社グループは社会の秩序や健全な企業活動を脅かす勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。反社会的勢力に対しては「金を出さない」「利用しない」「恐れぬ」の3原則に従って対応する。また、関係行政機関等からの情報収集に努め、これらの問題が発生した場合は関係行政機関や法律の専門家と緊急に連絡を取り速やかに対処できる体制を構築する。

#### ニ. 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制実施規程」を制定して財務報告に係る内部統制の基本方針を策定し、これに基づき内部統制の整備・運用を推進するために「内部統制実施要領」等関連諸規程を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性に関し、内部統制評価責任者による評価を実施し、経営者(代表取締役)の責任のもと、金融商品取引法に定められた「内部統制報告書」を作成する。財務報告に係る内部統制に改善すべき点がある場合は、内部統制評価責任者が改善策を経営者に提案し、対処する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の遂行に関わる文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに、「文書管理規程」に定めるとおり、担当部署において保管・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。また、情報の管理については「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報管理規程」、「営業秘密管理規程」等により対応する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために社内マニュアル等を整備し、天候変動、事業展開地域の地政学的及び社会制度的変革、研究開発、知的財産権侵害、安全性、財務、従業員の犯罪・不祥事、災害・事故等の各種リスクについて、管理体制を確立する。当社は、当社グループにリスクが顕在化した場合には、社内マニュアル等に従い、所管部門及び関係部門が一体となって迅速な対応を行う。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### イ. 取締役会

当社は、社内規程に従い、取締役会を適切に運営する。取締役会は、原則として月例開催され、法令、定款、規程等に定める当社グループにおける経営上の重要事項について、審議、決議を行う。また、取締役会は、取締役及び執行役員への委嘱業務及び各組織の業務分掌を定める。

#### ロ. 常務会

当社は、取締役会での審議、決議を迅速かつ円滑に行うため、社内規程に従い、代表取締役社長、常務以上の取締役で構成する常務会を設置し、当社グループの経営に係わる事項の審議を行う。常務会は原則月1回、必要に応じて臨時で開催する。

#### ハ. 執行役員制の導入

当社は、当社グループの経営における意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図り、かつ経営における監督責任と執行責任を明確化するため、執行役員制を導入する。

#### ニ. 稟議決裁制度

当社は、取締役及び執行役員の日常業務を効率的に行うため、社内規程に基づく、稟議決裁制度を設定する。なお、業務遂行については、業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図る。

#### ホ. 子会社における体制の構築

当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

#### ヘ. 当社グループにおける業務方針の徹底

当社は、原則年2回当社役員、各本部長と主要子会社社長との会議を開催し、当社グループ全体の経営方針・事業目的を徹底する。また、研究開発、生産・物流、情報システム、品質管理、営業等について、グローバルな観点からの業務の適正化、効率化を図るため、当社の当該事業担当本部を事務局とする国内外横断的な組織を必要に応じ組成する。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### イ. 子会社の管理・監督

業務の執行が適正に行われるよう管理・監督する部署は、経営企画部とする。また、当社は各子会社に取締役あるいは執行役員から当該子会社の管掌役員を定める。

経営企画部と管掌役員は社内規程に則り、また子会社取締役会等を通じて、情報交換、人事交流等連携体制の確立を図り、子会社に対して適正な経営を指導し、これにより強固な企業集団全体の内部統制体制構築を行う。

#### ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、月1回、子会社の営業成績、財務状況、人事、その他の重要な情報について、当社への報告を義務付ける。また、当社は、年1回、子会社通期業績見通し及び次年度経営計画の提出を求め、当社取締役会にて審議を行う。

#### (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役からの求めに応じ、「監査役室」を設置して監査役の職務を補助すべき使用人を必要に応じて任命する。また、当該使用人の人数及び地位等、並びに、その使用人に対する指揮命令、報酬及び人事異動に関して、取締役はあらかじめ監査役会と協議する。

#### (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼすおそれのある事実及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、当社の監査役に報告する。

当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

当社グループの取締役及び使用人は、監査役の円滑で効果的な職務遂行のため、当社の監査役から経営上の重要事項並びに業務の執行状況等について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

#### (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を設ける。

また、当社は当社の監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

#### (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役と監査役は、定期的な会合を開催し、相互の意思疎通を図るよう努める。当社の監査役は、業務上必要と認めるときは、内部監査部門の責任者及び子会社の監査役その他これに相当する者より、監査の実施状況及び業務遂行の状況について報告を受け、情報交換を行うこと等により監査の実効性の向上を図るとともに、監査業務のために独自に弁護士、公認会計士その他の外部の専門家を任用することができる。

また、当社の監査役は、常務会、執行役員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席することができるほか、稟議書や決算書類等を常時閲覧することができる。

#### 【内部統制システム基本方針の運用状況の概要について】

以上の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

#### (1) 内部統制システム基本方針の改定内容の周知

当社は、平成27年4月17日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定いたしました。

当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及び国内子会社に説明を行い、また海外子会社に当該内部統制システム基本方針の英訳を作成し配布する等、引続き当社グループ全体への周知に努めます。

#### (2) コンプライアンス

当社は、当社及び国内子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則年2回開催しております。当該委員会は、研修・教育等コンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針の決定を行っており、必要な情報を当社取締役会に報告することとしております。また、年1回、匿名でコンプライアンスアンケートを実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用など、実態を多面的、かつ、多層的に調査しております。この調査結果から、経時的推移を把握することにより、活動の成果の検証を図っております。

当該方針の周知徹底を図るため、平成29年6月に当社において改正個人情報保護法研修会、また、同年10月、平成30年1月に国内子会社にてコンプライアンス研修会を実施いたしました。

当社は、当社グループにおいて、「コンプライアンス相談窓口運営規程」等により、定期的な周知を図りつつ相談窓口を運用しており、問題の早期発見と改善措置に効果を挙げております。また、重大性に応じて、監査役に報告をすることとしております。

#### (3) リスク管理体制

当社は、当社及び国内子会社が被る損失又は不利益を最小限とするために危機管理マニュアル及び「BCP(事業継続計画)委員会運営規程」を整備し、「危機管理委員会」及び「BCP委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

平常時におけるリスク管理として、BCP委員会は、当社グループの業務執行に関して 天候変動、事業展開地域の地政学的及び社会制度的変革、研究開発、知的財産権侵害、安全性、財務、従業員の犯罪・不祥事、災害・事故等の各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行い、社内規程、危機管理マニュアル、BCP等を立案して当社取締役会に提案することとしております。

BCP委員会は、教育・啓発活動の実施により、リスク発生の防止を推進することとしており、その一環として、平成29年10月に当社国内事業所間での防災無線及び社員安否確認システムの訓練を実施いたしました。

なお、リスクが顕在化した場合には、危機管理委員会は、事業継続計画及び危機管理マニュアルに従い、当社社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げ、その指揮のもとに迅速な対応を行うこととしております。

#### (4) 稟議決裁制度

当社は、重要事項の決裁については、「権限規程」、「個別権限基準表」により、決裁基準及び方法を定めております。また、電子稟議システムを導入し、モバイルパソコンやタブレットを用いて、適時に照査を行うことができる体制を整備しております。

#### (5) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、常務会、執行役員会、コンプライアンス委員会、部長会等重要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システム基本方針」において、反社会的勢力排除に向けた考え方を明確化し、グループ内での周知徹底と体制整備を進めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

#### (1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事項について、開示が必要か否かを管理部門責任者を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査役が出席しております。さらに、必要に応じて会計監査人による監査および弁護士、税理士等によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

#### (2) 発生事実

事故・災害・訴訟等については事象が発生後、危機管理対策本部にて情報収集を行い、管理部門の責任者を中心に情報開示の検討準備をいたします。その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、管理部門の責任者を中心に適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じ取締役会決議を経て、迅速に情報開示をいたします。

#### (3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が作成、管理、開示を行っております。決算数値等については会計監査人による監査並びに監査役会の監査を経て、取締役会で決定し、経理部より速やかに適時開示を行います。

